

平成27年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

平成27年5月15日（金）9：30～
宗像市役所3階 304会議室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■黒瀬委員	■日高委員	□大方委員	■萩島委員
■花田委員	□清水委員	■新留委員	■北崎委員
■高原委員	■吉田（剛）委員	■吉田（晴）委員	■田邊委員
■赤星委員（代理）	■毛利委員		

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の決定
- 3 審 議
 - 第1号議案 第2次宗像市都市計画マスタープランの策定について
 - 第2号議案 宗像市景観計画の変更について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

配 布 資 料

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 議案書（第1号議案、第2号議案） | ・・・事前送付 |
| 2 参考資料（第1号議案、第2号議案） | ・・・事前送付 |
| 3 諮問書の写し（第1号議案、第2号議案） | ・・・当日配布 |

平成27年度第1回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、まずここで審議会の開会に先立ちまして、現在12名の委員のご出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告いたします。また、本日、委員番号13番の福岡県都市計画課長赤星委員がご欠席のため、課長補佐の山本規史様に代理出席をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。なお、委員番号第3番の大方委員と第6番の清水委員が所用でご欠席となっておりますのでお知らせいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

《配布資料の確認》

○事務局

では、会長お願いいたします。

○会長

それでは改めまして、事務局からご報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第1回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

次は、審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

番号順にお2人をお願いをしております。本日は、9番委員の高原委員と10番委員の吉田剛委員にお願いしたいと考えております。また、議事録の作成方法は今までどおり、原則、発言者とその内容すべてを記録し、ホームページ上で公開する方法で行いたいと考えております。以上でございます。

○会長

それでは皆さん、議事録署名委員と議事録の作成方法については、今説明がありましたとおりでございます。よろしいでしょうか。それでは高原委員、吉田剛委員に議事録の署名委員をお願いいたします。

それでは事務局お願いします。

○事務局

3番目の審議に入らせていただきます。

ここで、都市建設部長から本日の審議案件につきまして審議会への諮問をさせていただきます。先ほどお配りいたしました諮問書をご覧ください。

《諮問書の読上げ》

○会長

どうもありがとうございました。それでは、諮問を受けましたので審議に入りたいと思います。

す。本日は2つの諮問案件がございます。まず、第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。よろしいでしょうか。

それでは「第2次宗像市都市計画マスタープラン（案）」につきまして、前回の都市計画審議会におきまして、事前の報告ということで案のご説明をいたしました。その中でいただきましたご意見、それと都市計画マスタープラン審議会の中でのご意見を反映いたしまして、修正を行った点につきまして簡単にご説明いたします。

ご説明の前に、パブリック・コメントの実施結果についてご報告いたします。意見募集期間は平成27年1月9日から2月9日までの32日間で行いました。その結果、意見の提出はありませんでした。

次に、資料の確認でございますが、議案資料の『第2次宗像市都市計画マスタープラン（案）』と参考資料1の『前回審議会からの修正点について』を用いましてご説明したいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。参考資料1に沿ってご説明いたしますが、議案資料の該当ページを見ていただきながら、確認をお願いしたいと思います。

それでは、議案資料の9ページをご覧ください。ここでは、主な公共公益施設の分布図の中心付近にございます市役所の隣に宗像警察署を追加いたしました。これは前回の都市計画審議会での意見による追加でございます。

次に、17ページでございます。（1）と（3）の両方に記載しております公共公益施設につきまして、その施設の違いがわかりにくいという意見を前回の都市計画審議会でもいただきましたので、（1）につきましては、診療所や福祉施設、郵便局など日常生活に必要な身近な施設を充実させるということにしておりますので、「身近な公共公益施設」というふうに修正を行いました。（3）につきましては、広域的な役割を担う場として、これまでに戦略的に形成してまいりましたユリックスや宗像大社など、中心として位置づけを行っております施設を充実することといたしましたので、「広域的な役割を担う特長ある公共公益施設」というふうに修正を行っております。また、右下の宗像版集約型都市構造のイメージ図につきましては、西鉄バスとコミュニティバスの色が青色系で似ているということで、区別をはっきりさせたほうがよいとの意見がございましたので、西鉄バスの路線を11ページの表示とあわせまして、赤色に変更を行っております。

次に、19ページでございます。ここでは、将来の都市構造の基本的な展開方向を追加いたしまして、次の20ページに将来都市構造図を追加いたしました。将来の都市構造といたしましては、豊かな自然環境や歴史的遺産との共生、また、農業、漁業との調和を基本といたしまして、都市的空間におきましては、魅力ある拠点と地域を結ぶネットワークを形成することとしております。そこで、20ページの将来構造図について簡単にご説明いたします。まず、ネットワーク軸の形成についてでございますが、福岡と北九州を結びます広域幹線道路のネットワーク軸といたしまして、東西方向に灰色で示しております国道3号、それと緑色で示しております国道495号でございます。次に、南北方向に黄色で示しておりますネットワーク軸が

地域内の南北、それと筑豊地域をつなぐ軸でございます。この軸上には、分散しておりますが、特化した機能を持つ公共公益施設が位置しておりまして、その東側の軸におきましては、学術、産業、スポーツ拠点などを相互に結んでおります。また、西側の軸上におきましては、沖ノ島、大島、宗像大社、宗像ユリックスなどを結んでおります歴史、自然、文化の交流軸となっております。また、赤色で示しております都市内中心軸につきましては、赤間駅周辺を中心拠点といたしまして、拠点でございます東郷駅周辺、それと地域拠点でございます教育大前駅周辺を旧国道３号の道路で結んでおります。次に、特長ある公共公益施設やコミュニティの中心地でございます地域中心は、図にお示ししますとおり、ネットワーク軸上、もしくは軸に隣接しておりまして、それぞれが交通ネットワークを通じまして、地域の個性や魅力、活力づくりに活用できると考えております。

次は３８ページでございます。ここでは、道路・交通施設の整備方針②の図をご覧ください。都市計画マスタープラン審議会におきまして、３９ページの２）のイに記載しております、都市内東西連絡軸についての表示をしたほうがよいという意見をいただきましたので、３８ページの図に水色の矢印で表示をいたしております。具体的には国道３号と赤間駅の間を東西に連絡する路線でございます。また、先ほどの２０ページでご説明いたしました都市内中心軸につきましても、起点、終点がわかりやすいように赤の点線と矢印で表示をしております。

次は５１ページでございます。修正箇所といたしましては、ウの既存住宅団地の再生・再編の１行目でございます、「大規模住宅団地を中心として」としておりましたところを、「大規模住宅団地における」というふうに修正を行いました。修正した理由につきましては、前回の審議会におきまして、「駅から離れた区域については、面的な整備手法を用いて街区の再整備」とありますが、集約型とは逆の印象を受けるので、「団地内に限って」と書いたほうがよい、との意見をいただきました。この既存住宅団地の再生につきましては、昭和４０年代に開発されました大規模住宅団地の日の里や自由ヶ丘に主眼を置いた重点施策でございますので、誤解を受けないように、今回表現を修正いたしました。

以上が、第２次宗像市都市計画マスタープランの説明でございます。

次に、これからのスケジュールを簡単にご説明いたします。本日の審議会で答申をいただきまして、速やかに市の意思決定を行い、都市計画法第１８条の２第３項の規定によりまして、県知事に定めた旨の通知をすることにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい、かなり早かったのでわかりにくいところがあったかもしれませんが、最後の住まいむなかつも正式名称を加えたということですかね。５１ページですね。

○事務局

はい。４月から一般社団法人となっておりますので、その旨を加えております。

○会長

結構たくさんの方のことを早足で言っていたのですねけれども、質疑応答に入りたいと思います。まず質問書についてですが、事前に提出はございましたでしょうか。

○事務局

質問はございませんでした。

○会長

それでは、ここで質問がありましたらお願いいたしたいと思います。

これまでずっと積み上げてまいりまして、結構事務局と行ったり来たりも丁寧にやっけてまいりましたということもありますし、今日は審議会としては1件1件を聴取するというので、議決をするということではありませんので、特に意見がなければいけないということでもよろしいかなというふうに思っております。そしたら、特に異議ないということでもよろしいでしょうか。

—「はい」の声—

それでは、本件につきましては、第1号議案に対しては原案どおりとして、特に意見なしということで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは次に、第2号議案について審議に入りたいと思いますが、第2号議案の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。よろしいでしょうか。

それでは、第2号議案「宗像市景観計画の変更」についてご説明をいたします。

本件につきましては、既に、昨年の7月に策定しまして、同じく10月から本格施行しております現行の景観計画の一部、具体的には第4章の大きな2番、景観重要公共施設の整備に関する事項と3番の屋外広告物に関する行為の制限の内容を変更しようとするものでございまして、今回は、景観法の規定によりまして、本審議会に意見聴取をさせていただくというものでございます。今回の変更案につきましては、宗像市景観条例に基づきます景観審議会におきまして、昨年から3回にわたりご審議を既にいただいておりまして、4月17日に答申をいただいております。また、この途中、パブリック・コメントを今年の3月2日から1ヶ月間行っております。意見の提出はございませんでしたので、まず冒頭にこのご報告をさせていただきます。

それでは、議案書の内容の補足説明をさせていただきます。大変お手数かと思いますが、第2号議案の参考資料39ページ以降と見比べながら聞いていただければと思います。

それでは、まず議案書の1ページでございまして、2番の景観重要公共施設の整備に関する事項等の(2)の景観重要公共施設の指定ということで、今回の景観重要道路といたしまして、市道田熊68号線と市道東郷駅前線を追加しております。これらは、ご存じかと思いますが、現在整備を進めております、いわゆる東郷駅の北口広場とここから旧3号線に接続する道路を指してございます。同じように、2ページでのこの2つの道路を追加指定、図示をしておることとでございます。それ以外につきましては、すべて既存の景観計画に記載しておったということでございます。

続いて3ページからで5ページにかけてでございます。この部分につきましては、現行の景観計画では記載がございませんでした。今回、ここで大きく分けますと2つの項目、1つは各施設の整備に関する事項、もう1つは、許可の基準につきまして、景観重要公共施設ごとに定

めることによりまして、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に位置づけ、効果的に良好な景観形成を図ろうというものでございます。今回これらを定めることで、県や市などの各施設の管理者は、この整備に関する事項に従って公共施設の整備を実施する必要が出てまいります。また、例えば、道路占用をする者は、この許可の基準に従って各管理者から占用許可を受ける必要が出てまいります。なお、今回の案につきましては、お隣の福津市さんの景観計画の方で既にこれらが定められておりますので、その内容と大きく逸れることがないようにしながら、なおかつ、本市独自のものを表現させていただいておるつもりでございます。

前置きが長くなりましたけれども、それではまずa)の整備に関する事項でございますが、そこに書いておりますように、(1)から(3)までの3点を書いております。(1)といたしまして、「豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める(まもる)」、(2)といたしまして、「良好な眺望景観を確保し、歴史・観光軸の一体感や連続性を大切にする(つなげる)」、(3)といたしまして、「周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る(なじませる)」ということで、基本的にはこの①の道路から⑤の漁港までのすべての景観重要公共施設共通のものとしております。ただしこの(2)の一体感や連続性を大切にするという部分につきましては、例えば、景観重要河川では河川軸、景観重要海岸では海岸軸など各公共施設に合わせて言葉を変えております。

続いて、b)の許可の基準でございます。(1)では位置や高さ、(2)では形態意匠について定めておりますが、こちらも①の道路から⑤の漁港まで基本的には共通のものとしております。ただし、①の道路の位置・高さにつきましては、標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとするという一文を加えております。

そして4ページの方ですが、③の海岸と④の港湾、そして、5ページの⑤の漁港につきましては、形態意匠のところに「航路から見たときに、海岸施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする」というふうな一文を加えておりまして、本市の場合は福津市さんと違いまして、渡船の航路がございますので、これを意識した基準としております。以上が景観重要公共施設に関連しての変更部分でございます。

続きまして6ページをお開きください。こちらは、現在進めております屋外広告物条例の制定の取り組みとの整合を図るために、内容の見直しをしようとするものでございます。これもお手数ですが、第2号議案の参考資料41ページと見比べながら聞いていただければと思います。まず(1)といたしまして、基本方針という項目を新たに起こしまして、現行の景観計画の上段部分に記載しておりました内容と合わせまして、現在取り組みを進めております屋外広告物条例制定の趣旨を盛り込む形で変更しようとするものでございます。次に(2)といたしまして、これまで「方針」としておりましたタイトルを「行為の制限に関する事項」というタイトルに改めたいと考えております。と申しますのも、屋外広告物法第6条におきまして、景観計画において、広告物の表示および掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、その景観計画に即して屋外広告物条例を定めるものとするというふうにされておりますので、これに合わせたタイトルに今回したいということでございます。なお、ここに書かれております方針の内容そのものにつきましては、現行のものと変更はございません。

ん。

以上が屋外広告物に関する行為の制限に関しましての変更部分でございます。それでは、以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい、事前の質問書はないということでしたので、ここでご質問がありましたらお願いいたします。

先ほど5ページの最後の方に、「航路から見たときに、一体性が感じられるような」というのがありましたけれども、これは航路沿いがずっと視点場になるからということですかね。

○事務局

はい、そうですね。ユリックスや宗像大社など、今日の議案の中には出てこないですけども、景観計画の中に視点場というものを設定しておりまして、そのうちの1つが今会長がおっしゃるようないわゆる航路、神湊から大島ですね。この分につきまして、視点場の1つとしておりますので、これを意識した記載にしておるということでございます。

○会長

はい、わかりました。ここもですね、今日来られております日高先生を始め、景観の方でじっくり取り組んでやってこられまして、今日のところは法律的な整備ということなので、これで特に不都合はないというふうに思いますが、日高先生、何か補足することがあれば。

○日高委員

大丈夫です。

○会長

それでは原案どおりで特に意見なしということでよろしいでしょうか。

—「はい」の声—

○会長

それでは結論といたします。今日は2つの議案だけということですので、朝早くから来ていただきまして本当にありがとうございます。本日の議案の審議はこれですべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

次にその他で事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

特にございません。

○会長

それではこれですべての議題が終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。